



日韓兩國間に関する協定要領一案
5 処理に關する協定要領一案

一 基本要領

日本國及び大韓民國は、それぞれの国民一法人を含む。以下同じ。一が相手國において有する財産に關する權利一利益及びその果實を含む。以下同じ。一、並びに相手國及びその國民に対して正当に取得した其の他の權利、利益を確認し、その權利の行使が妨げられてゐるときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

前項の權利が、國又はその國民の責任において侵害せられてゐるときは、その國又はその國民は、それぞれ、これが原狀回復又は損害の補償の責を負ふものとする。

第一項の回復の措置及び第二項の原狀回復、又は損害の補償の方法等については、当該權利の種類に依り別途協議するものとする。

する。

二、日本國及び大韓民國は、聯合國最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行はれた相手國及びその國民の財産の処理の効力を承認するものとする。

承認する効果の範圍については、別途協議するものとする。

三、一、日本國は、日本國が大韓民國において有する國有の公用財産及び公共福祉用財産を、大韓民國に、無償で譲渡するものとする。

二、日本國は、日本國が大韓民國において有する國有の企業用財産を、例示的処理要領三ノ二、が実行せられた場合に限り、大韓民國に譲渡するものとする。

前記公用財産、公共福祉用財産及び企業用財産の範圍並びに譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

三、日本國が大韓民國において有する財産で前二項に掲げるも

向題文

再建準備法
トモソク知現
指令
を指再建
併記(平巻)

公債

のを除く一切の財産については前記下の日本国民の財産の取扱に準じて取り扱はれるものとする。

四、日本国は、大韓民国の文化的世襲財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で、無償で持ち来られ且つ現に日本国が所有するものを現状の儘大韓民国に返還するものとする。

2、大韓民国は日本国の文化的世襲財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で教育その他の目的のために大韓民国の領域内において展示されあるものを日本国に返還するものとする。

3、日本国は、元参謀本部陸地測量部が作成した大韓民国領域の原図及び地図原図で現に日本国が所有するものを事情の許す限り大韓民国に贈与するものとする。

4、前記1、2、3、の返還又は贈与の実施細目については、

別途協議するものとする。

皇軍用物資
株式会社

二 例示的処理要領

一、資金運用部資金特別会計（以下全部資金特別会計）関係

イ、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替

一、一九四五年八月十五日以前、朝鮮総督府逓信信着に預入された、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、日本において支払うものとする。

ロ、一九四五羊八月十六日以降、朝鮮総督府逓信信着に預入された、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、大韓民国において支払うものとする。

ハ、一九四五年八月十六日以降、日韓両国において支払済の郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替については、別途調整の措置を講ずるものとする。

ヌ、簡易生命保険、郵便年金

イ、朝鮮総督府逓信信着との間に契約された簡易生命保険、郵便年金については、大韓民国において支払うものとする。

ロ、朝鮮総督府逓信信着との間に契約された簡易生命保険、郵便年金の年給金に

て、日本側に現金貯りかゝるは、大韓民国に引き渡すものとする。

三、貸付金

貸付金部資金特別会計

資金運用部資金特別会計の大韓民国地方公共団体及びその国民（法人を含む。）に対する貸付金は、当該債務者において、これを支払うものとする。

ク、前記イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ニおける支払の方法、調整の措置、引渡の方法等については別途協議するものとする。

二、在外株式会社関係

イ、日本国に、日本国又はその国民が、大韓民国に本店の所在する会社に対し有する株主権、在韓米軍政府により売却せられたものについては、その巨額を主として認めらるものとする。

但し、売却により生じた売却代金は日本国又は当該国民に引き渡されるものとする。

ヌ、大韓民国に、日本国又はその国民が、大韓民国に本店の所在する会社に対し有する

する株主は、任解米軍政府により売却し得たものについては、その株主
権の存続を法的に確認するものとする。

二、前記ノ一、に定める売却代金引渡及公債主権の法的確認の方法等については、
別途協議するものとする。

三、公債関係

一、日本国が発行した公債及び日本国に本店の所在する会社の発行した社債について
は、その発行者が支払の責を負うものとする。

但し、連合国最高司令官の指令に基き、無効とされた証券についてはこの限りで
はない。

二、大韓民国は、朝鮮通貨公債法、米穀生産財源確保に関する法律等に基き発行され
た公債の未償還表高等に相当する資金を、日本国に引き渡すものとする。

三、大韓民国における地方公共団体の発行した公債及び大韓民国に本店の所在する会
社の発行した社債については、その発行者が支払の責を負うものとする。

四、前記ノ一、二、三、における支払並ひに引渡の方法等については、別途協議するも
のとする。

四、日本銀行券

日本国は、日本銀行券について、日本銀行が債務者であることを確認するものとする。
その決済の方法については、別途協議するものとする。

五、朝鮮銀行券

大韓民国は、朝鮮銀行券について、朝鮮銀行又はその承継者が債務者であることを
確認するものとする。
その決済の方法については、別途協議するものとする。

六、被徴用韓人の未収金

日本国は、被徴用韓人の未収金にして、その請求権が、日本国及びその国民から正
當に取得されたものである限り、その権利を確認するものとする。
その支払の方法については、別途協議するものとする。

七、その他財産及び請求権

日・韓兩國は前記各項以外のその他財産及び請求権につき、私有財産権尊重の原則に従い解決するものとす。

但し、連合國最高司令官又は在韓米軍政府の指令に従いそれらの地域において実施せられた措置の効果については、相互に尊重するものとす。

解決の具体的方法については、別途協議するものとす。

一 基本要領

一、日本国及び大韓民国は、それぞれの国民一法人を含む。以下同じ。二、が相手国において有する財産に関する権利（利益及びその果実を含む。以下同じ。）、並びに相手国及びその国民に対して正当に取得した其の他の権利、利益を確認し、その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

前項の権利が、国又はその国民の責任において侵害せられているときは、その国又はその国民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

第一項の回復の措置及び第二項の原状回復、又は損害の補償の方法等については、当該権利の種類に応じ別途協議するものと

する。

三、日本国及び大韓民国は、連合国最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従って行はれた相手国及びその国民の財産の処理の効力を承認するものとする。

承認する効果の範囲については、別途協議するものとする。

三、一、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の公用財産及び公共福祉用財産を、大韓民国に、無償で譲渡するものとする。

二、日本国は、日本国が大韓民国において有する国有の企業用財産を、例示的処理要領三、二、が実行せられた場合限り、大韓民国に譲渡するものとする。

前記公用財産、公共福祉用財産及び企業用財産の範囲並びに譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

三、日本国が^{及びその地方公共団体}大韓民国において有する財産で前二項に掲げるも

のを除く一切の財産については前記下の日本国民の財産の取扱に準じて取り扱はれるものとする。

四、日本国は、大韓民国の文化的世襲財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で、無償で持ち来られ且つ現に日本国が所有するものを現状の儘大韓民国に返還するものとする。

2、大韓民国は日本国の文化的世襲財産に属する美術的、歴史的又は考古学的価値を有する物件で教育その他目的のために大韓民国の領域内において展示されあるものを日本国に返還するものとする。

3、日本国は、元参謀本部陸地測量部が作成した大韓民国領域の原図及び地図原図で現に日本国が所有するものを事情の許す限り大韓民国に贈与するものとする。

4、前記1、2、3、の返還又は贈与の実施細目については、

別途協議するものとする。

二 例示的处理要領

一、資金運用部資金特別会計（以下金部資金特別会計）関係

ノ、郵便貯金、振替貯金、郵便送金為替

イ、一九四五年八月十五日以前、朝鮮総督府逓信官署に預入された、郵便貯金、振

替貯金、郵便送金為替については、日本において支払うものとする。

ロ、一九四五年八月十六日以降、朝鮮総督府逓信官署に預入された、郵便貯金、振

替貯金、郵便送金為替については、大韓民国において支払うものとする。

ハ、一九四五年八月十六日以降、日韓両国において支払済の郵便貯金、振替貯金、

郵便送金為替については、別途調整の措置を講ずるものとする。

ス、簡易生命保険、郵便年金

イ、朝鮮総督府逓信官署との間に契約された簡易生命保険、郵便年金については、

大韓民国において支払うものとする。

ロ、朝鮮総督府逓信官署との間に契約された簡易生命保険、郵便年金の集積金にし

て、日本側に現金済みの場合は、大韓民国に引き渡すものとする。

三、貸付金

貸付金部資金特別会計 （以下金部貸付金特別会計）
資金運用部資金特別会計の大韓民国地方公共団体及びその国民（法人を含む。）

に対する貸付金は、当該債権者において、これを支払うものとする。

々、前記ノ、三、における支払の方法、調整の措置、引渡の方法等については別

連絡するものとする。

二、在外本社株式関係

イ、日本国は、日本国又はその国民が、大韓民国に本店の所在する会社に対し有する株主権を、在韓米軍政府により売却せられたものについては、その回復を主張しな

ないものとする。但し、売却により生じた売却代金は日本国又は当該国民に引き渡されるものとする。

々、大韓民国は、日本国又はその国民が、大韓民国に本店の所在する会社に対し有

する株主権は、在韓米軍政府により売却せられたものについては、その株主
権の存続を法的に確認するものとする。

三、前記ノ一、二、における売却代金の引渡及び株主権の法的確認の方法等については、
別途協議するものとする。

三、公 社債関係

ノ、日本国が発行した公債及び日本国に本店の所在する会社の発行した社債について
は、その発行者が支払う責を負うものとする。

但し、連合国防務司令官の指令に基き、無効とされた証券についてはこの限りで
はない。

ヌ、大韓民国は、朝鮮通貨公債法、米穀生産財源確保に関する法律等に基き発行され
た公債の未償還残高等に相当する資金を、日本国に引き渡すものとする。

ヒ、大韓民国における地方公共団体の発行した公債及び大韓民国に本店の所在する会
社の発行した社債については、その発行者が支払う責を負うものとする。

ハ、前記ノ一、二、三、における支払並みに引渡の方法等については、別途協議するもの
とする。

四、日本銀行券

日本国は、日本銀行券について、日本銀行が債務者であることを確認するものとする。
その決済の方法については、別途協議するものとする。

五、朝鮮銀行券

大韓民国は、朝鮮銀行券について、朝鮮銀行又はその承認者が債務者であることを
確認するものとする。
その決済の方法については、別途協議するものとする。

六、被徴用韓人の未收金

日本国は、被徴用韓人の未收金にして、その請求権が、日本国及びその国民から正
當に取得されたものである限り、その権利を確認するものとする。

その支払の方法については、別途協議するものとする。

七、その他財産及び請求権

日・韓兩國は前記各項以外のその他財産及び請求権について、私有財産権尊重の原則に従い解決するものとする。

但し、連合國最高司令官又は在韓米軍政府の指令に従い、それらの地域において実施せられた措置の効果については、相互に尊重するものとする。

解決の具体的方法については、別途協議するものとする。